

やまなし未来農業応援事業実施要領

(趣旨)

第1条 CO₂削減等の環境に配慮した農業、気候変動への対応、省力化等に向けたデータ農業・スマート農業の取り組み等を重点的に支援することにより、農業の「稼ぐチカラ」の最大化を図る。

(実施方針)

第2条 この事業の実施により、CO₂の削減に向けた取り組み、気候変動への対応に向けた取り組み、スマート農業等の導入による農業生産の効率化・低コスト化、農産物の高付加価値化・高品質化を支援し、儲かる農業を実現するとともに本県農業の更なる発展を図るものとする。

2 この事業は、きめ細かな支援により、本県の果樹を中心とした特色ある産地の維持、発展、活性化につながる施策を補完し、地域の実情に応じつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。

3 この事業の実施に当たっては、地域の先導的な取り組みと判断され、かつ、投資が過剰とならないよう個々の農家及び組織の経営収支等を十分考慮するものとする。

(実施地域)

第3条 この事業の対象となる地域は、次の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第2項第2号に規定する農業振興地域内にあること。ただし、この地域と一体的に農業の振興を図ることが適当と認められる隣接地域を含むことができるものとする。
- (2) 地域農業の振興を図るための推進体制が整っている市町村の区域内にあること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項に規定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の策定市町村の区域内にあること。

(事業実施主体等)

第4条 この事業の実施主体、事業種目等は別紙のとおりとする。また、事業実施期間、事業目標年度については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施期間
原則として1年間とする。
- (2) 事業目標年度
事業実施年度の3年後とする。

(事業実施手続き)

第5条 この事業の実施に際しては、次の手続きを経るものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業を実施しようとする地区を所管する市町村長に、事業の目的、内容等を届け出るものとし、届出を受けた市町村長は、内容を審査の

- うえ、事業実施地区を所管する農務事務所長に届け出るものとする。
- (2) 農務事務所長は、(1)により届出された事業の目的、内容等を十分に審査し、適当であると認められるものについて、事業概要調書(以下「調書」という。)を作成し、当該事業に係る資料を添付し、農村振興課長へ提出するものとする。
 - (3) 農村振興課長は、(2)により提出された調書等に基づき、事業内容等を審査するとともに、必要に応じて農政部関係課との調整を図る。
 - (4) 審査等の結果、事業を実施することとなった事業実施主体は、事業実施計画書(以下「実施計画」という。)を作成し、市町村長へ提出するものとする。
 - (5) 市町村長は、提出された実施計画に事業実施計画承認申請書を添えて知事に提出し、その承認を得るものとする。
 - (6) 知事は、(5)により提出された実施計画の内容が適当であると認められるときは、速やかに承認し、通知するものとする。

(事業の実施)

第6条 前条の承認を受けた事業実施主体は、必要に応じて関係法令等に基づく所要の手続きを経た上で実施計画に基づき適正かつ効率的に事業を実施するものとする。

- 2 やまなし未来農業応援事業費補助金交付要綱第5条の(1)に定める変更承認申請を行うときは、あらかじめ前条の実施計画の提出に準じて、変更承認の手続きを行うものとする。

(工事の着手及び竣工)

第7条 工事の着手及び竣工については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の着手
事業実施主体は、工事に着手するときは、速やかにその旨を文書によって市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長は、知事に報告するものとする。
- (2) 工事の竣工
事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を市町村長に報告するものとし、市町村長は当該報告書に基づき竣工検査を実施し、事業が適正に行われたことを確認して、知事に届け出るものとする。
知事は、必要に応じて当該事業の竣工検査を実施し、不適正な事態がある場合には、手直し等の措置を指示し、補助事業の適正を期するものとする。

(推進体制)

第8条 市町村長は、実施計画の策定及び事業の実施に当たっては、指導・推進体制を整備するとともに、農業委員会、各種農業団体、土地改良区等との緊密な連携のもとに農業者等の自主性と創意工夫に十分配慮しつつ、事業の適正かつ効果的な実施に当たるものとする。

- 2 知事は、地域の実情に配慮しつつ国庫補助事業等他事業との有機的な連携を図りながら、事業を適正かつ円滑に推進し、効果的な実施を図るものとする。
- 3 知事は、地域の実情に配慮しつつ、本事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう関

係各課との調整を図るものとする。

(県の助成)

第9条 知事は、予算の範囲内において、事業実施主体が行う事業に対して市町村が補助する事業に要する経費について、市町村に助成するものとする。

(事業実施後の措置)

第10条 事業実施主体は、実施計画に基づいて整備した施設等について当該事業の趣旨に即して適正に管理するよう努めるものとする。

2 市町村長は、事業実施主体が整備した施設等が実施計画に従って適正に管理運営され、事業の効率的な推進が図られるよう指導に努めるものとする。

3 事業実施主体は、実施計画に基づく事業が完了した年度の翌年度から第4条の(2)で定めた事業目標年度までの間、毎年度、当該年度における実施計画に記載された目標の達成状況等を市町村長に提出するものとする。

4 3により提出を受けた市町村長は、内容を確認のうえ知事へ報告するものとする。

5 知事は、これにより目標の達成が著しく困難だと判断した場合は、市町村長を通じ、実施主体に改善計画等の提出を求めることができるものとする。

(書類の提出)

第11条 この要領に基づく書類は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 未来を拓くやまなし農業応援事業実施要領については、廃止する。ただし、未来を拓くやまなし農業応援事業実施要領に基づき実施された事業については、この要領廃止後も、なおその効力を有する。

3 やまなし農業・農村総合支援事業実施要領に基づき実施された事業については、なおその効力を有する。

4 やまなし農業ルネサンス総合支援事業実施要領に基づき実施された事業については、なおその効力を有する。

5 旬のやまなし・地産地消支援事業実施要領に基づき実施された事業については、なおその効力を有する。